

中国著作権法第三次改正

九年間の葛藤の裏とその影響

馮超 2020年12月

目次

- 1 著作権法修正の経緯
- 2 著作権に係る制度の概要
- 3 改正条文に係る説明（注目判決混ぜ）
- 4 個別関心事項
- 5 その他、質疑応答

著作権法修正の経緯

1. 2011年7月13日、中国国家版權局専門家選定会議を開き、起草専門家グループを設立。
2. 2012年1月13日中国国家版權局報告会議
3. 2012年3月31日第一原稿が公布された
4. 2012年11月15日 国家版權局の要請、ソフトウェア関連保護の提案書を提出させて頂いた(弊職参加)
5. 2012年7月6日第二原稿が公布
6. 2012年10月末第三原稿が公布
7. 2020年9月日本貿易振興機構のご依頼により、意見書を作成させて頂いた(弊職参加)
8. 2020年11月11日 全人代常務委員会は修正案を採択

意義: 2001年WTO加盟、2010年WTOにおける米国訴訟の外圧、今回自発的修正

著作権法の制度概要と修正要点

(一) 著作権

- 1、客体(対象物)(視聴覚著作物、著作物の特徴に合致したその他の知的成果物)
- 2、内容:権利と義務(放送権、情報ネットワーク伝達権)
- 3、帰属(一般著作物、法人著作物、共同著作物、編集著作物、視聴覚著作物、職務著作物等)
- 4、保護期間
- 5、権利の制限(正当使用、法定使用許諾)
- 6、著作権の譲渡と使用許諾

(二) 隣接権

出版者権、実演者権、録音録画製作者権、

(三) 保護措置(技術措置、権利管理情報)

(四) 法的責任(行政罰金の増加、損害賠償金額の増加、技術措置と権利管理情報)

著作権法の制度概要

	権利	源流の関係	独創性
著作権	著作物（法第三条）例えば、複製権、発行権、 実演権 、 撮影製作権	基本的創作 生じられた	比較的に高い
隣接権	実演者権 、録音録画製作者権、レイアウト設計者等	利用、伝達によって生じられた	比較的に低い

著作権法・修正点・客体

旧法：本法にいう著作物には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、~~産業技術等~~の著作物が含まれる。

現行(旧)実施条例 第2条) 本法にいう著作物とは文学、芸術及び科学美術及び科学の領域内の**独創性**を備え、かつある**有形の形式で複製**できる知的成果物を指す。

旧法

- 同じ成果物を繰り返して創作できる (*)
- 有形な形式で固定できる (△)

新法：第三条第一項 本法にいう「著作物」とは**文学、美術及び科学領域内**の**独創性**を備え、かつ**一定の形式で表現できる**知的成果物である。

新法

- **外部的表現** v 内心的思想 (✓)

著作権法・修正点・客体

第三条第一項の(六)

映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物

➡ 視聴覚著作物

「視聴覚的実演に関する北京条約」2012年6月26日に中華人民共和国の北京で作成。
日本国は、2020年4月28日付官報号外第89号において、採択、公布された。

映画・類映画 ➡ 視聴覚著作物

対象物範囲の拡大に繋げるものの、第十五条の再考

例えば、体育試合放送番組の伝送、ショットビデオ(短視頻)

著作権法・修正点・客体

第三条第一項 本法にいう「著作物」とは文学、美術及び科学領域内の独創性を備え、かつ一定の形式で表現できる知的成果物である。

新法第三条第一項の(九):著作物の特徴に合致したその他の知的成果

旧法第三条第一項の(九):法律、行政法規に規定されるその他の著作物

新型著作物の司法認定による氾濫？

例えば、体育試合の放送番組、字体フォント、噴水、

著作权法·修正点·客体

杭州西湖风景名胜区湖滨管理处 v. 北京中科水景科技有限公司



著作権法・修正点・客体

第一審判決：「著作権法」に規定された具体的な著作物の類型について**音楽噴水著作物**という類別が無いものの、この著作物そのものについて確かに独創性があり、その選定された歌に表れた状況と噴水措置を合わせて音楽の時間を踏まえ設計し、デザイナーは音楽のテンポ、メロディー、感情に鑑み、噴水口、電灯を編成し、千姿万態の動態造形と音楽と組み合わせ、芸術イメージを想像し、音楽感情を表し、噴水の効果を実現した。すべての音楽噴水音楽著作物に係る美術、照明、噴水、水の運動などの編集、思想及び展開の過程は芸術創造の過程であり、「著作権法」の保護を受けるべきである。

第二審（北京知識産権法院）：音楽のテンポ、メロディー、強さ、速度などの要素およびその変化に表された光線、色彩、水などの多様な動態造形の変化は保護の範囲にあるため、対象物は「音楽噴水噴射効果の体現」と称することができる。

著作権法・修正点・客体

ベルヌ条約の第二条では「文学的及び美術的著作物」には、表現の方法又は形式のいかんを問わず、書籍、小冊子その他の文書、講演、演説、説教その他これらと同性質の著作物、演劇用又は楽劇用の著作物、舞踊及び無言劇の著作物、楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない。）、映画の著作物（映画に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。）、素描、絵画、建築、彫刻、版画及び石版画の著作物、写真の著作物（写真に類似する方法で表現された著作物を含む。以下同じ。）、応用美術の著作物、図解及び地図並びに地理学、地形学、建築学その他の科学に関する図面、略図及び模型のような文芸、学術及び美術の範囲に属するすべての製作物を含むと規定した。

「のような」の表現は列挙であることを示し、全部ではないことを意味した。加盟国はこの範囲を超えて、そのたの成果物について保護を与えることを認める。我が国の著作権法にいう「法律、行政法規に規定されたその他の著作物」によると、法律と行政法規で決めなければならない、司法裁判でこの条項の適用を排除すべきである。

著作権法・修正点・客体

美術著作物の規定は絵、書道、彫刻を通じて列挙されたものの、その「等」という表現は閉鎖的ではない。本件にいう「音楽噴水噴射効果」は優美な音楽、燦爛な光線、色彩、噴水などの多様な要素で組み合わせられた立体的造形表現であり、それに審美的意義がある。動静状態、存続期間について美術著作物の構成条件がそれを排除していない現況では、音楽噴水噴射効果を**美術著作物**として保護することが法律解釈の原則を違反しない。

結論：第二審で、音楽噴水噴射効果を**美術著作物**として保護し、**音楽噴水著作物**を否定した。

論争点：列挙以外の新型客体の司法認定の可否

旧法では、**否定**

著作権法・修正点・客体

新法：第三条第一項の(六) 著作物の特徴に合致したその他の知的成果
新法：新型著作物の司法認定が可能になった。

関心事項：

司法認定の広範化？

著作権対象物の過度な拡張？

例えば、体育試合の放送番組著作物？、フォント著作物？、音楽噴水著作物？
等々

北大方正 v 上海躍興旺

フォント著作権リスク増大の懸念？



著作権法・修正点・内容

著作権の内容

人格権

- 1) 公表権；
- 2) 氏名表示権
- 3) 改変権
- 4) 同一性保持権

財産権：

- 1) 複製権、
- 2) 発行権、貸与権、展示権、放映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、
- 3) 実演権、撮影制作権、翻案権、翻訳権、編集権、その他の権利

著作権法・修正点・内容

著作権の内容

十一、放送権、即ち**有線又は**無線方式によって著作物を公開又は伝達又は**中継放送し**、~~又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び~~拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に作品を伝達・放送する権利。**但し、本条の第十二項に規定された権利を含まない。**

第（十二）項：情報ネットワーク伝達権

著作権法・修正点・内容

ベルヌ条約 第11条

(i) 著作物を放送すること又は記号、音若しくは影像を無線で送るその他の手段により著作物を公に伝達すること。

(ii) 放送された著作物を原放送機関以外の機関が有線又は無線で公に伝達すること。

(iii) 放送された著作物を拡声機又は記号、音若しくは影像を伝えるその他の類似の器具を用いて公に伝達すること。

「放送権」は大体三つの行為を含める。

(1) **有線又は無線**で著作物を最初に公に放送すること。

修正理由：無線のみの制限は不合理である。インターネットの普及により、有線放送も含めるべきである。

(2) 最初に放送された著作物を有線又は無線で公に再放送（中継）すること。及び

(3) 最初に放送された著作物を拡声機又はその他の類似器具によって公に再放送すること。

なお、本条第12項にいう情報ネットワーク伝播（Inter-activeな放送）を含めない。

著作権法・修正点・内容

十二、情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が**自ら選定した時間、場所**で著作物を入手させるようにする権利

インターネットによる伝達：

- インタラクティブ式（オーダー放送 交互式）の著作物伝達

普通のインターネット放送

= **情報ネットワーク伝達権**に保護される

- 非インタラクティブ式（非交互式）の著作物伝達

インターネット生放送等

= **放送権**に保護される



著作権法・修正点・内容

中央テレビ v. 華数伝媒（旧法下）

2015年春節連歡晚会（日本の紅白歌合戦に相当）

CCTVは2015年春節連歡晚会の製作者であり、著作権及び関係権利について中央テレビ国際に独占ライセンスし、そのうち情報ネットワーク伝送及び公衆への伝送（即時伝送（生放送）及びその後時期の伝送）を含む。

華数伝媒はウェブサイト及び携帯APPにて生放送を無断実施

判決：インターネットによる生放送はテレビ局の信号をデジタル信号に転換した後、ユーザーに提供する行為であり、非interactiveな方法で伝送したため、ユーザーが自ら選択した時間と場所で著作物を取得することができない。かつ当該伝送ルートは現行法の放送権に含められた方式でもない。

従って、「著作権法」第十条第十七項の「著作権者に享受されるその他の権利」によって保護すべきである。

法改正後：放送権の侵害に該当するようになった。

著作権法・修正点・権利帰属

第十五条 ~~映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物~~**視聴覚著作物**の著作権は製作者が享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬請求権を享有する。

前項以外の視聴覚著作物の著作権は当事者の約束によって決定される。約束が無い場合又は約束が不明確である場合、その著作権について製作者にそれを享有する。但し著作者は氏名表示権と報酬請求権を享有する。

~~映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物~~**視聴覚著作物**の中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を有する

著作権法・修正点・権利帰属

	映画とテレビドラマの視聴覚著作物	その他の視聴覚著作物
帰属	製作者（ 契約で約束不可 ）	契約自由かつ優先 、約束なければ製作者に帰属
氏名表示権と報酬請求権	脚本、監督、撮影、作詞、作曲等 の著作者	著作者
音楽、脚本等、単独著作物の著作権	関連著作者が単独でそれを利用する権利を有する	

著作権法・修正点・フェアユース

第二十四条（旧第二十二条） 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名又は名称及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ当該著作物の正当な使用を妨げてはならず、著作権者のその他の合法権益を損害してはならない。

（十三）法律、行政法規に規定されたその他の状況
前項規定は著作権の関連権利の制限についても適用される。

著作権法・修正点・フェアユース

コメント

- TRIPS協定の第13条 「加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。」
- 現行実施条例 第二十一条 「著作権法の関連規定に基づき、著作権者の許可なく使用することが可能な既公表の著作物を使用する場合には、当該著作物の正常な使用を妨げてはならず、著作権者の合法的な利益を不合理的に害してはならない。」
- (十三) 法律、行政法規に規定されたその他の状況
今後の正当使用の適用拡大が可能になる。例えば、四要素論：
「作品の使用行為の性質と目的、使用される作品の性質、使用される部分の数量と品質、使用は作品の潜在的な市場或は価値に与える影響などの要素」 「知的財産権の裁判機能を十分に発揮して社会主義文化の大発展、経済の自主協調発展を促進するいくつかの問題に関する意見」(法発(2011)18号 (米国著作権法第107条))
- 前項規定は著作権の関連権利の制限についても適用される
隣接権についても適用可能

著作権法・修正点・権利帰属

コメント（問題点）：

1、映画とテレビドラマと一般視聴覚著作物との区別の根拠？
大量な関係者の参与と関係の複雑性、著作物利用の便利

2、一般視聴覚著作物の取扱？
関係者の数少ない？関係が簡単？利用の便利性の要求が無い？

ショットビデオ、体育試合放送番組等々

著作権法・修正点・権利帰属

第四十九条（新規追加）技術措置の保護

「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。

許諾を得ずに、いかなる組織又は個人も技術的措置を故意に回避し、又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目的とする関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。」

本法にいう技術措置とは、権利者の許可を得ずに作品や実演記録、録音・録画製品を閲覧、鑑賞するか、情報ネットワークを通じて公衆に向けて作品や実演内容、録音・録画製品を提供することを有効的に防止、制限することのできる技術、装置または部品を指す。

著作権法・修正点・権利保護

- 技術的措置（TPM）はW I P O著作権条約(WCT)及びW I P O実演・レコード条約(WPPT)の関連規定に由来するものである。趣旨は著作権保護の強化である。
- 中国「コンピューターソフトウェア保護条例」第二十四条の（三）と「情報ネットワーク伝播権保護条例」第四条、第十八条の（一）、第十九条、第二十六条、「最高人民法院のコンピューターネットワーク紛争案件における法律適用の幾つかの問題の規定」法釈（2006）11号の第六条においても規定がある。実践では技術措置は権利者が行ったパスワード、ユーザーナンバーの設置等を含む。
- 今般法改正における技術的措置の定義の導入は上記「情報ネットワーク伝播権保護条例」第四条、第十八条の（二）、第十九条の昇格である
- 「情報ネットワーク伝播権保護条例」の関連規定は情報ネットワーク伝播行為における保護に拘るものの、今般の修正はあらゆる分野と形式の活動に係る技術措置について適用でき、範囲は広がった。

著作権法・修正点・権利帰属

第五十一条 （新規追加） 権利管理情報の保護

権利者の許諾を得ずに、以下のような行為を行ってはならない。

（一）著作物、レイアウト、実演、録音録画製品又はラジオ、テレビに係る権利管理情報を故意に削除または改変する。但し、技術上の原因により避けられない場合にその限りではない。

（二）著作物、レイアウト、実演、録音録画製品又はラジオ、テレビに係る権利管理電子情報が削除あるいは改変されたことを知った又は知りえた場合、それを公衆に提供した場合。

著作権法・修正点・権利保護

- 権利管理情報の規定はW I P O著作権条約(WCT)第12条の二及びW I P O実演・レコード条約(WPPT)の第19条の二の関連規定に由来するものである。趣旨は著作権の帰属並びに使用条件等を明記することによって著作権保護を強化することである。
- 中国「情報ネットワーク伝播権保護条例」第五条、第二十六条において、規定がある。
- 今般法改正における技術的措置の定義の導入は上記「情報ネットワーク伝播権保護条例」第五条、第二十六条の昇格である
- 「情報ネットワーク伝播権保護条例」の関連規定は情報ネットワーク伝播行為における保護に拘るものの、今般の修正はあらゆる分野と形式の活動に係る技術措置について適用でき、範囲は広くなった。

著作権法・修正点・権利保護

第五十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により**本法第五十二条**に規定された~~侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の~~民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ**警告を与え**、違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品並びに主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を**無害化廃棄**することもできる。**違法経営額が5万元以上である場合、違法経営額の一倍以上かつ五倍以下の罰金を科することができる。違法経営額が無い又は計算し難い、若しくは五万元に不足した場合、二十五万元以下の罰金を科することができる。**犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

著作権法・修正点・権利保護

一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

二、他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合

三、実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

四、録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

著作権法・修正点・権利保護

五、許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送、複製または**情報ネットワークを通じて伝達した場合**。但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

六、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに権利者がその著作物や録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し或いは破壊した場合、**故意に主に他人に技術的措置の回避、破壊に用いられる措置、部品を提供し、若しくは故意に主に他人に技術的措置の回避、破壊にサービスを提供する場合**、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

七、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウト設計、実演、録音録画製品又はラジオ、テレビ番組の権利管理情報を故意に削除或いは改変した場合、著作物、レイアウト設計、実演、録音録画製品又はラジオ、テレビ番組についてその権利管理情報が削除或いは改変されたことを知った又は知りえた場合であってもそれを公衆に提供する場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

八、他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合

著作権法・修正点・権利保護

第五十四条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。~~実質的損失の算出が困難であるときは、~~**又は**権利侵害者の違法所得に応じて賠償を行うことができる。**権利者の実施的損失又は権利侵害者の違法所得のいずれも計算し難い場合、権利使用費に参照して賠償を与えることができる。故意に著作権又は隣接権を侵害する場合、情状が深刻であるとき、上述方法の一倍以上、五倍以下の金額に基づき賠償を与えることができる。**

権利者の実質的損失~~又は、~~権利侵害者の違法所得、**権利使用費**を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により~~50~~**500元以上かつ500万元以下**の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。

著作権法・修正点・権利保護

第五十四条（続き）

人民法院は賠償金額を確定することにあたり、権利者が必要な立証責任を尽くしたものの、侵害関係の帳簿、資料等は侵害者に所持された場合、侵害者に侵害行為に係る帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者はそれを提供しなく、又は虚偽な帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供証拠に基づき、賠償金額を確定することができる。

人民法院は著作権紛争事件の審理にあたり、権利者の請求に応じて、特別な情状を除き、侵害複製品について廃棄を命じる。主に侵害複製品の生産に用いられた材料、道具、設備等について廃棄を命じかつ補償を与えない、若しくは特殊な情状に前述した材料、道具、設備などを商業ルートに入ること禁じかつ補償を与えない。

著作権法・修正点・権利保護

- 損害賠償の算出方法：「最高人民法院の著作権民事紛争案件の法律適用に係る幾つかの問題の解釈」（2002年）の第25条の昇格、権利使用料による算出の明確化：原告の損失又は被告の違法所得、権利使用料
- 懲罰的賠償：故意的侵害：1倍乃至5倍
- 法定賠償：現行法50万元から10倍増加：500元乃至500万元
- 立証妨害規則：侵害者は証拠を所持しているにもかかわらず提出しない場合、原告の主張と証拠に基づいて判決可
- 違法コピーの廃棄、主に違法複製品の生産に用いられた材料、道具、設備などの廃棄（特例：商業ルートに入るべからず）

著作権法・修正点・権利保護

第五十五条 著作権の主管部門は著作権、隣接権の侵害に係る行為を摘発する場合、関連当事者に尋問を行い、違法行為に係る状況を調査することができる。当事者に違法行為に係る場所と物品を現場検査を行うことができる。違法行為に係る契約、発票、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製することができる。違法行為に係る場所と物品を封じ又は差押えることができる。

著作権の主管部門は法により職権を行使する場合、当事者はそれを協力しなければならない、拒絶し、拒むことができない。

- 行政摘発手続きの明確化
- 行政ルートの特長と期待

ご清聴どうもありがとうございました！

馮超(Charles FENG)

シニアパートナー弁護士

East & Concord Partners

Cell Phone: +86-13910336970

Tel: +86-10-65107029 | Fax: +86-10-65906639-9

Fchao7847@Hotmail.com Charles_feng@east-concord.com

19/F Landmark Building Tower 2, 8 Dongsanhuan Beilu, Chaoyang District, Beijing, P. R. China